

# 《 事務所ニュース 2022年10月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 地域最低賃金の改定について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。令和4年10月1日から変更されます。

令和4年10月1日発効 (単位:円)

都道府県	4年度	3年度	引き上げ額
埼玉	987	956	31
千葉	984	953	31
東京	1072	1041	31

## 雇用保険料率変更について

令和4年10月から労働者負担分の保険料率が変更になりますのでご注意ください。

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

## パワハラ自殺-会社に損害賠償

2018年、青森県八戸市の住宅会社ハシモトホームに勤めていた40代の男性が自殺。その原因は、上司からのパワハラや過重労働であるとして、遺族が会社側に約8千万円の損害賠償を求める訴訟を起こしたことが報道されました。

男性は2018年1月頃、上司から男性の携帯宛に「お前はバカか?」といった内容のメッセージが複数回送

られたほか、会社関係者が集まる新年会で「症状」と題した文書を渡された。文書には「貴方は、今まで大した成績を残さず、あーあって感じ」などと、男性を侮辱するような文言が書かれていました。男性は翌月に重度のうつ病を発症し、その後自ら命を絶ったという痛ましい事件です。

2020年、青森労働基準監督署が自殺の原因は「上司のパワハラで重度のうつ病を発症」として労災認定。会社が「余興のつもりで」侮辱賞状を渡し始めたのが約10年前から(自殺した男性には4年前に侮辱賞状)。男性社員の自殺が4年前。労災認定が2年前。その間、会社は責任を認めてきませんでした。慌てて謝罪したのは遺族に訴えられてから。結果的に誰からも「おかしい」と声が上がらず倫理観が欠如した環境に皆が慣れてしまう、というおぞましい事実です。実際に、パワハラを防ぐための法律、通称「パワハラ防止法」も2019年6月から施行されました。当初は大企業のみで中小企業は「努力義務」だったのが、2022年4月からは中小企業も適用対象となりました。パワハラ防止法の趣旨は「事業主は、職場でのパワハラ発生を防止し、解決するための策を講じなければならない」というものです。職場でのパワハラは「いけないこと」ではあったものの、その防止については努力義務でしかなく、法的な定義も定まっていなかったのが今般の法律施行により、「職場におけるパワハラ対策が事業主の義務」となりました。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行